

「相続税の非課税枠の活用」

ほとんどの税金には非課税となるものがあります。相続税についてもご多分に漏れず、非課税となるものがあります。

その代表的なものが生命保険金と退職手当金です。現行法上では、それぞれ

法定相続人数 × 500万円

が非課税扱いとなります。

ご存知の通り基礎控除は 5000万円

プラス 法定相続人 × 1000万円

ですので、これには及びませんが、これに次ぐ大きな枠と言えます。これを活用しない手はないでしょう。特に年を取ると生命保険も退職金も何もないという状況となりがちですので、

生命保険については、一生涯補償のある終身保険を非課税枠位は確保したいところです。終身保険については評価減の対象となる年金保険に転換可能となるケースがあり、幅広い対応が可能ですのでお勧めします。保険会社の安全性が問題ですが、換金性も非常に高く相続には適しています。

退職金については、中々準備し辛い面がありますが、不動産賃貸等の事業活動を行っておられる場合、中小法人の役員となっておられる場合等は国の制度である「小規模企業共済制度」に加入できる場合があります。この共済金が退職金扱いとなりますのでこの制度も相続に適しています。(手続して1ヶ月以内にはほぼ換金できる。)

*小規模企業共済掛金については、所得税上掛金全額が所得控除の対象となりますので、特に所得の高い方(相続税予備軍の方とも言える)にはお勧めです。

以上、「備えあれば憂いなし」を実行下さい。